

定 款

令和 4 年 6 月 23 日改定

明 星 工 業 株 式 會 社

明星工業株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、明星工業株式会社と称する。
英文では、MEISEI INDUSTRIAL Co.,Ltd. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 熱絶縁材料、耐火材料、建築材料および建設材料の製造、加工ならびに販売
2. 熱絶縁工事、タイル・れんが・ブロック工事、塗装工事、管工事、とび・土工工事、鋼構造物工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、清掃施設工事および各種建築・土木工事の設計ならびに施工
3. 建築・建設機械および化学機械の製作、販売ならびに据付工事の設計、施工
4. 電気、防音装置、消防装置、昇降機械、配管および建物の内外装、造園等の工事の設計、施工ならびに斡旋、媒介
5. 産業廃棄物処理および清掃洗浄処理および同処理施設の製作、販売ならびに設置工事の請負
6. ボイラー、焼却炉の製造、販売、据付、解体および熱供給機器ならびに同附帯設備のエンジニアリング、建設工事
7. プラント工事の設計、施工ならびにメンテナンスに関する業務
8. 冷凍空調設備の設計、施工および保守管理
9. 光源および光源応用機材の販売
10. 熱、騒音および環境関連の分析、測定、計量証明ならびにこれらに関連する技術コンサルタント業務
11. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理および駐車場経営
12. 環境・温暖化対策商品および健康関連商品の製造ならびに販売

13. 情報提供および情報処理サービス業
14. 有価証券の保有、運用および金銭貸付ならびに信用保証業務
15. ファクタリング業ならびに経営コンサルタント業
16. 労働者派遣事業
17. 前各号の事業に関連する建物、設備装置および機器のリース業務
18. 前各号に附帯または関連する一切の事業およびこれに関連する事業に対する投資

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1億9,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規則)

第9条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(単元未満株式の買増請求)

第10条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利)

第11条 当社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利
2. 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
3. 単元未満株式買増請求をする権利

(新株予約権無償割当てに関する事項)

第12条 当社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

- 2 当社は、前項に基づき買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てに関する事項を決定した場合には、新株予約権の内容として、次の事項を定めることができる。
 - ① 買収防衛策において定める一定の者(以下、「非適格者」という。)は、当該新株予約権を行使することができない。
 - ② 当社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無および内容について、非適格者と非適格者以外の者として別異に取扱うことができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招集の時期)

- 第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月に招集する。
- 2 前項のほか、必要あるときは臨時株主総会を招集する。

(基 準 日)

- 第 14 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、その議長となる。
- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

- 第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会 ならびに監査等委員会

(員 数)

- 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選 任)

- 第20条 取締役は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

- 第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 3 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

- 2 取締役会は、その決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、その議長となる。

- 2 代表取締役に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 3 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。
- 4 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- 5 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長がこれを決定する。
- 6 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
- 7 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があつ

たものとみなす。

- 8 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(常勤監査等委員)

第 24 条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。
- 3 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を取締役会の決議によって免除することができる。ただし、責任の限度額は、法令が規定する額とする。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 28 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする
(剰余金の配当)

第 29 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 30 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 31 条 期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れる。

(附 則)

1. 変更前定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) の削除および変更後定款第 18 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。